

「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」の一部改正について

1 改正の必要性

- ✓ 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号。以下「個人情報保護法等改正法」という。）が平成27年9月3日成立、同月9日公布されている。
- ✓ 「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」について、個人情報保護法等改正法に対応するために、以下の改正が必要となる。
 - (1) 個人情報保護法等改正法第2条による個人情報保護法^{（※1）}の改正及び個人情報保護法等改正法第5条による番号法^{（※2）}の改正に対応するための改正
 - （※1）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
 - （※2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
 - (2) 個人情報保護法等改正法第6条による番号法の改正に対応するための改正

2 主な改正の内容

- ✓ 「2. (1)報告の方法」に関する規定について、個人情報保護法の監督権限が個人情報保護委員会に一元化され、主務大臣制が廃止となることから、個人情報の漏えい等が発生した場合の報告方法に準じた報告方法に変更する。

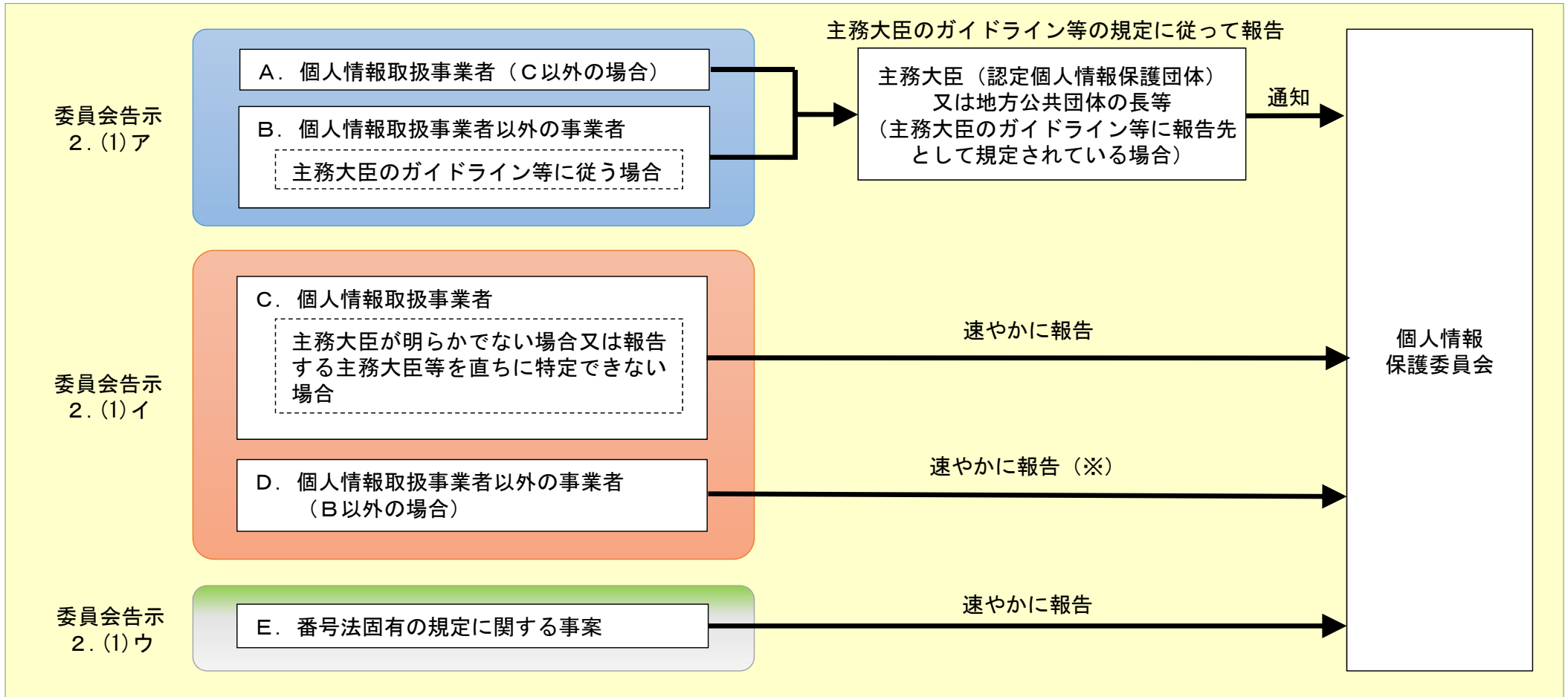
- ✓ 「2. (2)個人情報保護委員会への報告を要しない場合」の規定について、個人情報取扱事業者の定義が変更される^(※3)ことから、対象事業者を「個人情報取扱事業者以外の事業者」から「従業員の数が100人以下の事業者」に変更する。

(※3) 個人情報保護法は、いわゆる「5,000人要件」を満たさない事業者（個人情報保護法第2条第3項第5号）を「個人情報取扱事業者」から除外して同法の適用対象を限定しているが、個人情報保護法等改正法第2条の全面施行後は、個人情報データベース等を事業の用に供している全ての事業者が「個人情報取扱事業者」となる。

3 施行日

- ✓ 個人情報保護法等改正法第2条及び第5条関係、個人情報保護法等改正法第6条関係の施行日が平成29年5月30日となっていることから、改正後の告示についても、同日から施行することとする。

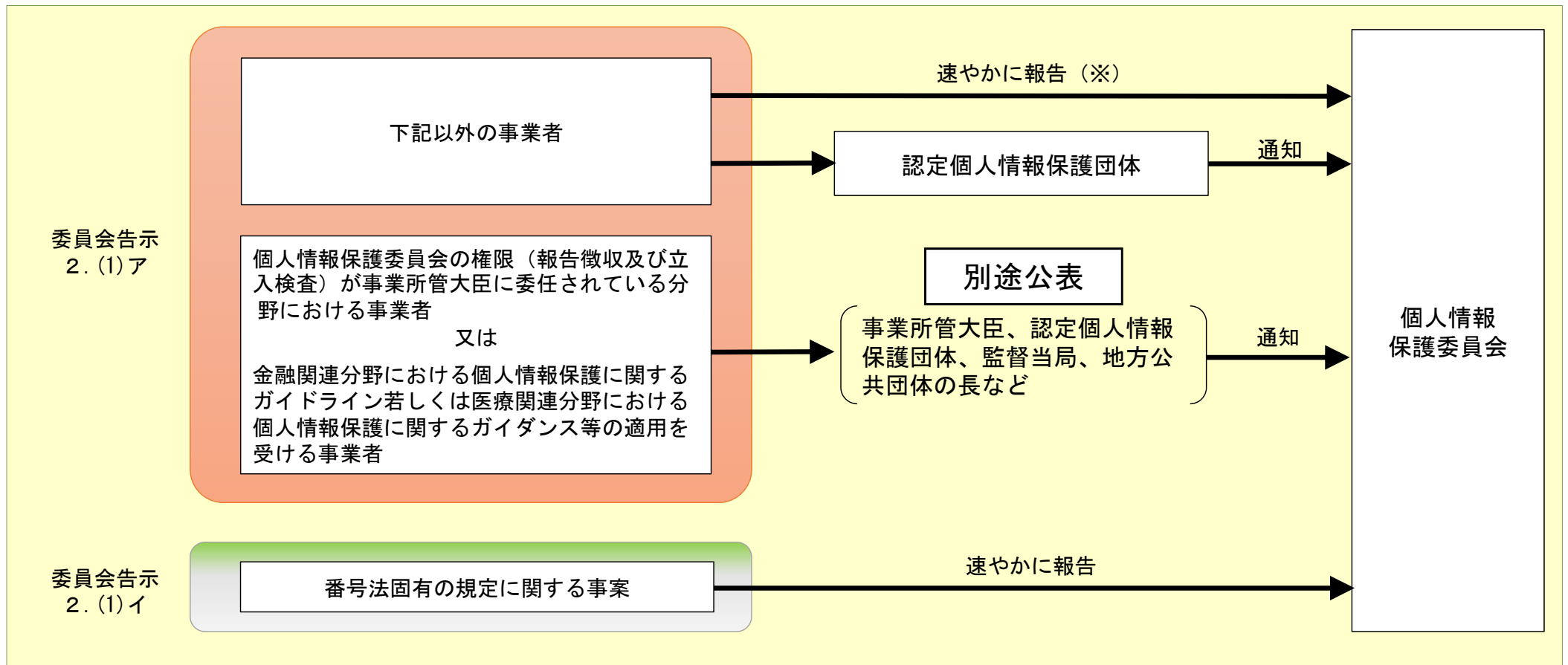
<現行のスキーム>



※ 「D. 個人情報取扱事業者以外の事業者 (B以外の場合)」は、次の①～④全てに当てはまる場合は、個人情報保護委員会への報告は要しません。

- ① 影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合
(本人への連絡が困難な場合には、本人が容易に知り得る状態に置くことを含む。)
- ② 外部に漏えいしていないと判断される場合
- ③ 事実関係の調査を了し、再発防止策を決定している場合
- ④ 委員会規則に規定する重大事態に該当しない場合

<改正後のスキーム>



※ 従業員100人以下の事業者（個人番号利用事務実施者、委託契約に基づく受託者を除く。）は、次の①～④全てに当てはまる場合は、個人情報保護委員会への報告は要しません。

- ① 影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合
（本人への連絡が困難な場合には、本人が容易に知り得る状態に置くことを含む。）
- ② 実質的に外部に漏えいしていないと判断される場合
- ③ 事実関係の調査を了し、再発防止策を決定している場合
- ④ 委員会規則に規定する重大事態に該当しない場合